



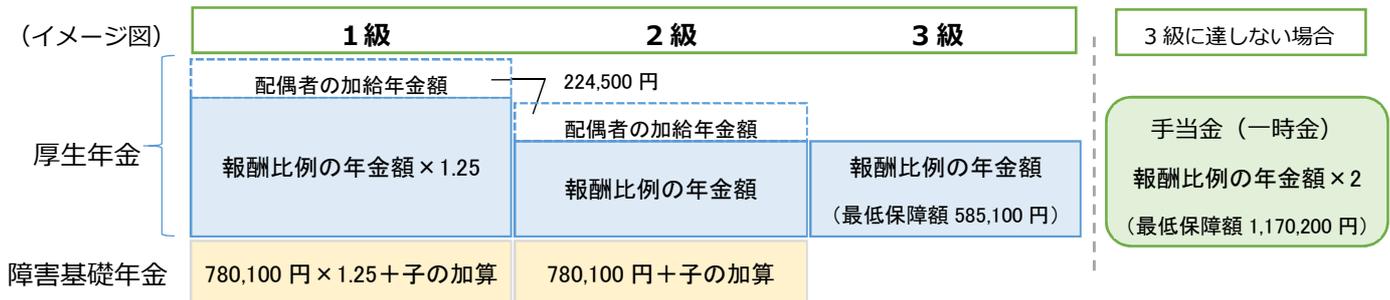
【人事・労務担当者が知っておきたい】障害厚生年金について

がん治療や精神疾患等の私傷病により長期休職中の社員にとって、通常1年半の期間受給できる健康保険の『傷病手当金』が心強い給与補てんとなる一方、受給期間満了後について経済的不安を感じる場合があります。今回のあおぞらレターは、傷病手当金以外の生活保障となり得る『障害厚生年金』についてご案内いたします。

■ 障害厚生年金の支給要件 …次の3つを満たした場合に支給されます。

支給要件	詳細
① 厚生年金に加入している間に 初診日 があること	初診日…障害の原因となった傷病について初めて医師等の診療を受けた日
② 一定の障害の状態 にあること	障害認定日に、障害の状態が法令で定める障害等級1級～3級に該当すること ※障害認定日…原則、初診日から起算して1年6ヶ月経過した日、又はそれまでに傷病が治癒(症状が固定)した場合は、その日
③ 保険料納付要件 を満たしていること	初診日の前日において、一定の保険料納付要件を満たしていること

■ 障害厚生年金の年金額 …障害の重い順から1～3級までは年金、3級に達しない場合に一時金が支給されます。



- 報酬比例の年金額は、厚生年金の加入実績により下記の計算式で算出されます。(従前額保障あり)
平均標準報酬月額×7.125/1000×2003年3月までの加入月数
+ 平均標準報酬額×5.481/1000×2003年4月以降の加入月数
- 被保険者期間が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算されます。
- 「加給年金」「子の加算」の対象となる配偶者・子には要件があります。



★支給要件や年金額に関する詳細は日本年金機構のHPをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/shougainenkin/jukyu-yoken/20150401-02.html>

■ 国民年金・厚生年金保険の精神障害に係る等級判定ガイドライン(2016年9月～)

これまで、精神障害および知的障害の認定における地域差が問題となってきましたが、不公平を改善するため、今年の9月1日から、ガイドライン等に基づいて精神の障害の認定が行われることとなりました。

【国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドライン】

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12512000-Nenkinnyoku-Jigyoukanrika/0000130045.pdf>

ポイント

- 傷病手当金は事業主を通して請求を行うのに対し、障害年金は本人による手続きが基本となります。
- 障害年金の手続きは、初診日の特定や障害の認定など時間を要すことを知っておきましょう。

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277